

公立加美病院・加美老人保健施設
指定管理者業務仕様書

加美郡保健医療福祉行政事務組合
令和 8 年 8 月

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	
第2条 指定管理者制度導入の趣旨	
第2章 対象施設	2
第3条 施設の概要	
第3章 指定管理期間	2
第4条 指定管理期間	
第4章 管理の基準	2
第5条 診療時間及び休診日	
第6条 法令等の遵守	
第7条 環境への配慮	
第8条 ユニバーサルデザインへの配慮	
第5章 指定管理者が行う管理運営業務の範囲	3
第9条 業務の範囲	
第10条 地域医療における役割	
第11条 診療等に関する業務	
第12条 政策的医療機能	
第13条 医療の質の向上等	
第14条 介護保険事業に関する業務	
第15条 医師、看護師、医療・介護従事者等の確保に関する業務	
第16条 施設の利用に係る料金に関する業務	
第17条 施設、設備、器具等の維持管理に関する業務	
第18条 適切な広報・広聴	
第19条 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供	
第20条 その他組合又は指定管理者が必要と認める業務	
第6章 自主事業	7
第21条 自主事業	
第22条 自主事業実施に当たっての手続き	
第23条 その他の条件等	
第7章 運営に関する事項	7
第24条 収入	
第25条 支出	
第8章 職員の処遇等	8
第26条 再就職を希望する職員の受け入れ	
第27条 65歳までの雇用確保	
第28条 ワーク・ライフ・バランスの取組	
第29条 研修等の実施	
第30条 修学資金貸与者の採用	

第 9 章 事業計画及び事業報告	9
第 31 条 事業計画書の作成	
第 32 条 事業報告書等の作成	
第 33 条 年報の作成	
第 34 条 モニタリング評価の実施	
第 35 条 その他の報告	
第 10 章 施設・設備・備品等の取扱い	10
第 36 条 施設及び設備の取扱い	
第 37 条 備品（医療機器、什器備品等）の取扱い	
第 11 章 医療・介護事故等への対応	11
第 38 条 医療・介護事故等への対応	
第 12 章 リスク分担	11
第 39 条 リスク分担	
第 13 章 情報管理	11
第 40 条 書類等の作成及び保管	
第 41 条 情報公開	
第 42 条 個人情報の管理	
第 43 条 守秘義務	
第 14 章 その他	12
第 44 条 第三者への再委託	
第 45 条 指定管理期間満了前の指定の取消し等	
第 46 条 指定管理期間終了時の引継ぎ及び原状回復	
第 47 条 その他	
別表 1 施設の状況	
別表 2 診療時間・受付時間・休診日等	
別表 3 リスク分担表	

第1章 総則

第1条（目的）

加美郡保健医療福祉行政事務組合（以下「組合」という。）が設置する公立加美病院・加美老人保健施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容及びその範囲等は、本仕様書に定めるところによる。

第2条（指定管理者制度導入の趣旨）

公立病院を取り巻く環境は、医師や看護師などの医療人材確保の困難、人口減少・少子高齢化による医療需要の変化、そして物価や人件費の高騰による経営悪化など、複合的な要因により大きく変わりつつあり、構成町である色麻町・加美町の健全な行財政運営と地域医療の両立を図る上で、現状の経営形態では持続可能な運営を確保することが難しくなっている。

こうした状況を踏まえ、令和7年9月26日に「経営形態検討第三者委員会」を設置し、公立加美病院並びに加美老人保健施設のあり方について諮問を行い、令和8年2月13日には答申書が手交された。

答申では、現在の経営形態である「地方公営企業法一部適用」を継続することは、社会情勢の変化や医師不足への対応に構造的な課題があり、抜本的な見直しが不可欠である旨の意見があった。また、構成町の健全な財政運営と地域医療、介護の持続を両立するためには、特定の形態に固執せず「地方公営企業法全部適用、民間移譲、指定管理者制度」を含めた多角的な検討を進め、機を逸さない迅速な決断が求められた。

この答申を受け、これまで公立病院として担ってきた診療・救急医療・地域医療などの医療機能を損なうことなく、将来にわたって持続可能な医療体制及び介護福祉サービスを地域住民に提供し続けるため、関係各所への説明及び構成町である色麻町・加美町での協議を経た結果、公共性を担保しながら民間の柔軟な経営ノウハウを活用し「医療人材の確保」や「経営改善」に係る迅速かつ柔軟な経営判断が可能となる指定管理者制度を導入することとする。

第2章 対象施設

第3条（施設の概要）

施設の概要は、次表のとおりとする（令和8年8月1日現在）。施設の状況（階別構成）は別表1、診療時間、受付時間及び休診日等の詳細は、別表2に定める。

区分	公立加美病院	加美老人保健施設
所在地	宮城県加美郡色麻町四竈字杉成9番地	宮城県加美郡色麻町四竈字杉成9番地
診療科目	内科、循環器科、糖尿外来、腎臓内科外来、外科、皮膚科、リハビリテーション科、乳腺外来、小児科、耳鼻咽喉科	—
許可病床数・定員	病床数90床 (一般病棟40床、療養病棟50床)	入所定員100名（一般棟70名、認知症専門棟30名） 通所リハビリテーション定員30名
施設認定	救急告示病院、労災保険指定病院、結核指定医療機関	—
職員数	正職員76人 会計年度任用職員30人 会計年度任用職員（時間給）9人	正職員36人 会計年度任用職員13人 会計年度任用職員（時間給）4人
建築年月	平成14年3月	平成14年3月
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建	鉄筋コンクリート造 地上2階建
延床面積	7,804.16 m ²	5,555.53 m ²
敷地面積	16,588.96 m ²	13,134.04 m ²
駐車台数	来院者用158台、職員用101台	—

第3章 指定管理期間

第4条（指定管理期間）

指定管理期間は、令和9年（2027年）4月1日から令和15年（2033年）3月31日までの6年間とする。

2 指定日から令和9年（2027年）3月31日までの期間を、医療・介護提供体制を円滑に構築するための運営準備期間とする。

第4章 管理の基準

第5条（診療時間及び休診日）

現行の診療時間及び休診日は別表2のとおりとする。ただし、指定管理者は、地域住民の利便性、医療提供体制及び経営の向上に資する変更について、申請時に提案することができるものとし、その取扱いには組合と協議のうえ決定する。

2 前項の変更は、関係法令、条例、募集要項、基本協定及び年度協定に適合し、あらかじめ組合の承認を得た場合に限り実施することができる。条例改正その他の法的手続を要する場合は、当該手続の完了後に実施するものとする。

第6条（法令等の遵守）

指定管理者は、施設の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- (3) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (6) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- (7) 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）
- (8) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (10) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (11) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- (12) 加美郡保健医療福祉行政事務組合病院事業の設置等に関する条例（平成 12 年条例第 2 号）
- (13) 加美郡保健医療福祉行政事務組合介護老人保健施設設置条例（平成 14 年条例第 1 号）
- (14) 加美郡保健医療福祉行政事務組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（令和 8 年条例第 1 号）
- (15) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
- (16) その他、施設の管理運営に適用される法令、条例、規則、通知等

第7条（環境への配慮）

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うこと。

第8条（ユニバーサルデザインへの配慮）

指定管理者は、施設内の人の動線や案内方法について、誰もが使いやすく分かりやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、バリアフリー化にも心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮すること。

第5章 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

第9条（業務の範囲）

指定管理者が行う管理運営業務の具体的な内容は、第 10 条から第 20 条までに定めるとおりとする。業務内容の変更は、関係法令、条例、募集要項、基本協定及び年度協定の範囲内において、あらかじめ組合と協議し、その承認を得た場合に限り行うことができる。診療科、病床機能、介護サービスその他施設の主要な機能を変更する場合は、地域医療及び介護提供体制への影響を検証し、必要な法的手続を経たうえで、組合と指定管理者が協議して決定するものとする。

第10条（地域医療における役割）

指定管理者は、施設の指定管理者として将来にわたって安定した医療・介護提供体制を構築すること。

また、医師会等の関係機関との連携を図ること。

第 11 条（診療等に関する業務）

指定管理者は、入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付、会計等すべての業務）を行うこと。

2 基本的な医療機能に関しては、次の各号に掲げる事項によること。

- (1) 基本的な医療機能
 - ・ 日常的に必要な医療を提供すること。
- (2) 診療科
 - ・ 現行の診療科を踏まえ、加美郡にとって必要な医療を指定管理者の申請において提案し、それを受けて協議する。
- (3) 外来診療体制
 - ・ 各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
 - ・ 外来診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。
- (4) 入院診療体制
 - ・ 入院診療体制を維持するために、必要な医療スタッフを配置すること。
- (5) 看護体制
 - ・ 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
 - ・ 看護基準・手順が定められていること。
 - ・ 体系的な継続教育を行うこと。

第 12 条（政策的医療機能）

指定管理者は、次の各号に掲げる政策的医療機能を確保すること。

- (1) 救急医療の確保
 - ・ 加美郡の救急医療機関として、地域の医療機関と連携を図り、救急医療の受入体制を確保し充実すること。
- (2) 感染症医療
 - ・ 感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供することとし、感染症医療に対応すること。
- (3) 訪問診療、訪問リハビリテーション
 - ・ 現行の訪問診療及び訪問リハビリテーションを指定管理開始後も継続すること。
- (4) 小児科その他地域医療上必要な機能
 - ・ 小児科その他地域医療上必要な機能については、原則として現行の機能を維持すること。
 - ・ やむを得ず診療体制の変更を行う場合は、地域医療への影響及び代替措置を示し、あらかじめ組合の承認を得ること。
- (5) 地域保健活動の維持
 - ・ 町の一次検診（胃内視鏡検診等）、二次検診（精密検査）の受入体制確保。
 - ・ 各種運営委員会等の役割の継承。
- (6) 災害・感染症対応
 - ・ 指定管理者は、業務継続計画（BCP）を整備し、災害時の医療・介護提供体制及び感染症患者受入体制を確保するとともに、定期的な訓練及び見直しを行うこと。

第13条（医療の質の向上等）

- (1) 医療における安全管理
 - ・ 医療法第6条の12及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。
 - ・ 感染対策マニュアルを作成し、院内感染の標準予防策を実施すること。
- (2) 医療倫理に基づく医療の提供
 - ・ 患者や患者家族に対し十分な説明を行い、同意のもとに医療を提供し、患者の権利を遵守する患者中心の医療を行うこと。
 - ・ 医療データベースの構築と情報提供を行うこと。
 - ・ 患者の請求に応じてカルテを開示すること。
- (3) 地域医療全体の質の向上に向けた役割
 - ・ 患者や住民への地域医療に対する啓発活動や情報提供活動など、地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。
- (4) 医師、看護師等の人材育成
 - ・ 医師、看護師等の人材育成に取り組むこと。また、学生実習について、積極的に受け入れる体制を整備すること。

第14条（介護保険事業に関する業務）

介護老人保健施設事業については、指定管理期間開始時には、原則として現行の機能を継続するものとする。

- 2 指定管理者は、加美郡における介護保険サービスの利用状況、将来の需給予測、施設の利用状況、収支状況、人員配置及び地域の介護提供体制等を踏まえ、介護老人保健施設としての運営の継続を含め、適切な事業形態について検討すること。
- 3 指定管理者は、前項の検討結果を踏まえ、事業形態の変更が必要又は有効であると判断した場合には、新たな事業形態、移行時期、収支改善の見込み、利用者及び職員への対応その他必要な事項を記載した事業計画を組合に提出するものとする。
- 4 組合及び指定管理者は、前項の事業計画について協議を行い、地域の介護提供体制への影響を検証したうえで、組合の承認及び必要な法的手続を経て、新たな事業形態での運営に移行することができる。
- 5 介護老人保健施設として運営する期間において実施する業務は、次のとおりとする。

(1) 長期入所

病状が安定した方が医学的管理のもとで、看護や介護・リハビリテーションを行い、入所者の自立支援及び在宅復帰・在宅生活継続を目指し、多職種連携による一体的なサービスを提供すること。

(2) 短期入所

利用者の身体機能の維持回復を図るとともに、家族（介護者）の身体的・精神的負担の軽減に配慮した適切なサービスを提供すること。

(3) 通所リハビリテーション

利用者の心身の機能維持・回復及び日常の生活動作能力の向上を図るための適切なリハビリテーションを提供すること。

第15条（医師、看護師、医療・介護従事者等の確保に関する業務）

指定管理者は、医師、看護師及び医療・介護従事者等の確保を図ること。

第 16 条（施設の利用に係る料金に関する業務）

（1）料金の収受等

- ・ 診療報酬、介護報酬、患者又は利用者の一部負担金その他施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とする利用料金制とし、その請求及び収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とする。
- ・ 診断書、証明書等の交付に係る手数料に関する業務を行うこと。
- ・ 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。

（2）利用料金及び手数料の決定

- ・ 利用料金及び手数料の額は、条例に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ組合の承認を得て定めるものとする。ただし、法令等で定められているものは、その額とする。

第 17 条（施設、設備、器具等の維持管理に関する業務）

（1）施設及び設備の維持管理

- ・ 指定管理者は、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、医療等の提供が円滑に行われるように、施設・設備の日常点検、保守及び法定点検等の保守管理業務を行うこと。
- ・ 施設及び設備に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。詳細については、第 10 章を参照のこと。

（2）備品の管理

- ・ 備品については、備品台帳を作成し、適切な管理を行うこと。
- ・ 組合が所有する医療機器及び備品の故障又は亡失があった場合、及び廃棄については、その旨を直ちに組合に報告すること。
- ・ 備品に破損、故障等が発生した場合、又は発生が見込まれる場合は、速やかに修繕等を行うこと。詳細については、第 10 章を参照のこと。
- ・ 指定管理期間終了時には、備品台帳を組合に提出すること。

第 18 条（適切な広報・広聴）

（1）施設ホームページの開設、広報紙等の発行

- ・ 施設ホームページの開設、広報紙等の発行により医療サービスの提供状況や経営状況等について、適切な内容、方法により広報し、施設運営の透明性確保に努めること。

（2）利用者へのアンケートの実施

- ・ 意見箱の設置や利用者へのアンケートの実施等により幅広く意見を聴き運営に反映させること。

第 19 条（利用者に対する物品の販売又はサービスの提供）

指定管理者は、患者その他の利用者の利便性向上のため、売店その他施設、設備を設置・運営し、利用者へのサービスを提供すること。

第 20 条（その他組合又は指定管理者が必要と認める業務）

（1）管理運営に付随する業務

管理運営に付随する次の業務を適切に実施すること。

- ・ 施設運営に係る法令に基づく主務官庁への申請・届出
- ・ 施設運営に係る地域住民等の苦情等の処理
- ・ 施設運営に係る廃棄物の処理

(2) 組合又は構成町の事業への協力

組合又は構成町の事業において施設の協力を必要とする場合は、指定管理者は可能な限り協力を努めること。（例）在宅当番医制運営事業、出前講座等

(3) 地域の医療提供体制への協力

地域において施設の協力を必要とする場合は、指定管理者は可能な限り協力を努めること。

（例）地域の介護老人福祉施設等の協力 等

(4) その他業務

施設において、その他必要と認められる業務については、協議のうえ実施するものとする。

第6章 自主事業

第21条（自主事業）

指定管理者は、施設の設置目的に整合し、かつ第5章に定める管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

2 自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。

第22条（自主事業実施に当たっての手続き）

指定管理者は、自主事業を実施する場合、組合に対して事前に自主事業の内容等を書面で提出し、組合の承認を得ること。

第23条（その他の条件等）

組合は、指定管理者が自主事業を実施するに当たって、別途実施事業に対しての条件等を定めることができる。

2 指定管理者による指定管理期間が終了したとき、組合による指定の取消しが行われたとき又は第5章に定める管理運営業務の実施の妨げになる等の事情により組合が必要と認めたときは、指定管理者は自主事業を終了し、自主事業に使用しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。

第7章 運営に関する事項

指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び組合が支払う指定管理料等をもって、施設の運営を行うものとする。

第24条（収入）

(1) 利用料金収入

・ 条例で定める施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とする。

(2) 手数料

・ 診断書、証明書等の交付に係る手数料は、指定管理者の収入とする。

(3) 指定管理料等

・ 組合は、政策的医療を実施するための費用、安定的かつ継続的な医療及び介護サービスを提供するための費用並びに本業務の目的を効果的に達成するため組合が負担することが適切と認める経費に相当する額を、指定管理料等として指定管理者に支払うものとする。

・ 各年度の指定管理料等の額は、地方交付税措置、物価及び人件費の変動及び職員確保の状況等を踏まえ、年度協定で定めるものとする。

- (4) 物品販売等収入
 - ・ 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供に伴う収入
- (5) 自主事業収入
 - ・ 自主事業による収入
- (6) その他
 - ・ 日常生活上のサービスに係る費用（おむつ代、病衣貸与代等）等、関係通知に基づき保険医療機関等が患者から徴収できる費用。
 - ・ その他施設の管理運営に付随する収入

第 25 条（支出）

指定管理者は、第 24 条の収入をもって管理経費を賄うものとする。指定管理者の経営判断又は責めに帰すべき事由により生じた損失は指定管理者の負担とし、組合は当該損失の補填を行わない。

2 指定管理者は、管理運営に係る経費事務を行うにあたり、指定管理者の行う他の施設や事業とは別の会計を設けるとともに、病院、介護保険事業及び自主事業等について、それぞれ別の会計とすること。また、収入及び支出は本施設専用の口座で管理すること。

第 8 章 職員の処遇等

第 26 条（再就職を希望する職員の受け入れ）

現在の病院・介護老人保健施設等を退職し、引き続き再就職を希望する職員については、原則として全員を採用すること。なお、職員の処遇については、別途協議するものとする。

第 27 条（65 歳までの雇用確保）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律その他関係法令に基づき、65 歳までの安定した雇用を確保するために必要な措置を講じること。

第 28 条（ワーク・ライフ・バランスの取組）

男女ともに、仕事と育児・介護など仕事以外の生活を両立できるよう、生活と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から子育てや介護等への支援策を講じること。

多様な働き方に対応できる魅力ある職場環境を整備すること。

第 29 条（研修等の実施）

職員の資質の向上を図るため、職員に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

第 30 条（修学資金借受人の採用）

現在の加美郡保健医療福祉行政事務組合看護学生修学資金貸付条例による修学資金借受人は、原則として採用すること。

第9章 事業計画及び事業報告

第31条（事業計画書の作成）

指定管理者は、毎年組合が指定する期日までに、以下に示す翌事業年度の管理運営業務に係る書類を作成し、組合に提出すること。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 設備投資計画書
- (4) その他組合が必要と認める書類

第32条（事業報告書等の作成）

(1) 年次事業報告書

毎事業年度終了後 60 日以内（指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、組合が指定する期日まで）に、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を組合に提出すること。事業報告書に記載する内容は、次のとおりとする。

- ・ 管理業務及び事業の実施状況並びに利用状況
- ・ 管理運営及び事業実施に係る経営の状況（経費及び利用料金の状況）
- ・ 施設及び設備の維持管理の状況
- ・ その他組合が指示する事項（地方公営企業決算状況調に係るもの等）

(2) 月次事業報告書

毎月 20 日までに、前月分の事業報告書を作成し、組合に提出すること。事業報告書に記載する内容は、次のとおりとする。

- ・ 管理業務及び事業の実施状況並びに利用状況
- ・ 管理運営及び事業実施に係る経営の状況（経費及び利用料金の状況）
- ・ 事故等発生状況、要望・苦情処理の状況（件数、内容、回答等）
- ・ 施設及び設備の維持管理の状況
- ・ その他組合が指示する事項

第33条（年報の作成）

指定管理者は、施設の運営状況を明らかにするために、年度ごとに年報を作成すること。年報の内容については、協議のうえ定めるものとする。

第34条（モニタリング評価の実施）

組合は、指定管理者の業務実施状況に関して必要に応じてモニタリング評価を実施するものとする。モニタリング評価の内容等については、協議のうえ定めるものとする。

※モニタリング：指定管理者により提供されるサービス等について、事業計画書や基本協定書等で定められた水準が充足されているかを、指定管理者からの報告や実地調査などにより確認・監視すること。

第35条（その他の報告）

指定管理者は組合から求められたときは、指定管理者の業務及び経理等の状況に関し、報告をすること。

第 10 章 施設・設備・備品等の取扱い

第 36 条（施設及び設備の取扱い）

（1）施設及び設備の維持管理

- ・ 指定管理者は、組合の資産である施設の土地、建物、設備及び付帯施設について、適切な維持管理を行うこと。

（2）施設及び設備の改良、改修及び修繕

- ・ 施設及び設備の改良、改修及び修繕のうち、施設の構造上の不備、経年劣化、法令改正への対応又は機能向上を目的とする大規模な工事については、組合が発注し、その費用を負担することを原則とする。ただし、指定管理者の提案により実施する機能向上工事その他特別な事情がある場合の費用負担は、あらかじめ協議して定めるものとする。
- ・ 日常的な維持管理に伴う軽微な修繕及び指定管理者の故意又は過失、管理上の瑕疵その他指定管理者の責めに帰すべき事由により必要となった修繕は、指定管理者が発注し、その費用を負担するものとする。緊急を要する修繕については、指定管理者は直ちに組合に報告し、事前承認が困難な場合は、必要な応急措置を講じた後、速やかに承認を受けるものとする。

第 37 条（備品（医療機器、什器備品等）の取扱い）

（1）備品の維持管理

- ・ 組合は施設に属する備品を、指定管理者に貸与する。指定管理者は、指定管理期間中において、備品を常に良好な状態に保つこと。
- ・ 指定管理者は、故意又は過失により備品を毀損・滅失した場合は、組合との協議により、必要に応じて弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

（2）備品の修繕

- ・ 組合が所有する備品の修繕のうち、経年劣化、設置上の瑕疵又は法令改正への対応により必要となる大規模な修繕は、組合が発注し、その費用を負担することを原則とする。ただし、費用負担について特別な事情がある場合は、あらかじめ協議して定めるものとする。
- ・ 日常的な保守に伴う軽微な修繕及び指定管理者の故意又は過失、管理上の瑕疵その他指定管理者の責めに帰すべき事由により必要となった修繕は、指定管理者が発注し、その費用を負担するものとする。

（3）備品の更新及び新規購入

- ・ 備品の更新及び新規購入について、予定価格が 1 件当たり 500 万円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上となる場合は、原則として組合が発注し、その費用を負担するものとする。ただし、指定管理者の提案に基づく追加的な機能又はサービスのために購入する場合の費用負担は、あらかじめ協議して定めるものとする。
- ・ 予定価格が 1 件当たり 500 万円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上となる備品について、緊急その他やむを得ない事情により指定管理者が発注する必要がある場合は、直ちに組合に報告し、承認を受けたうえで発注するものとする。費用負担及び所有権の帰属は、発注前に協議して定める。ただし、事前承認が困難な場合は、必要な応急対応後、速やかに承認を受けるものとする。
- ・ 予定価格が 1 件当たり 500 万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満の備品については、指定管理者が更新及び新規購入を行い、その費用を負担するものとする。指定管理者が全額を負担した備品の所有権は、指定管理者に帰属する。なお、一体として調達すべき備品を分割して本基準を適用してはならない。

- ・ 指定管理者が所有する備品については、指定管理期間終了時まで、撤去、組合への無償又は有償譲渡その他の取扱いを協議し、医療及び介護サービスの継続に支障が生じないようにするものとする。

(4) 備品の廃棄

- ・ 指定管理者は、備品を廃棄する場合は、その旨を直ちに組合に報告すること。その費用負担については、協議のうえ決定する。

第 11 章 医療・介護事故等への対応

第 38 条（医療・介護事故等への対応）

医療・介護事故その他重大な事故等が発生した場合、指定管理者は、利用者等の安全確保、被害拡大の防止その他必要な措置を講じるとともに、直ちに組合へ第一報を行い、その後、原因、対応状況及び再発防止策を書面により報告すること。指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、指定管理者がその責任を負う。ただし、施設の設置上の瑕疵その他組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 指定管理者は医療事故等賠償責任保険等に加入するなどし、万全な体制を整えること。

第 12 章 リスク分担

第 39 条（リスク分担）

リスク分担の基本的な考え方は、別表 3 のとおりとする。なお、詳細については、協定の締結時に定めるものとする。

第 13 章 情報管理

第 40 条（書類等の作成及び保管）

指定管理者は、施設の運営及び管理に関する書類並びに電磁的記録を、法令及び組合の規程等に従い適切に分類、保存及び管理し、その台帳を整備すること。組合から報告、閲覧又は実地調査を求められた場合は、速やかに提示し、誠実に対応すること。

2 関係書類及び電磁的記録は、指定管理期間中、指定管理者が法定保存期間に従って保管し、指定管理期間終了時には、組合又は組合が指定する者へ、継続利用可能な形式で引き継ぐこと。引継ぎの方法、データ形式、費用負担及び引継ぎ後のデータ消去については、基本協定に定めるものとする。

第 41 条（情報公開）

指定管理者は、積極的な情報公開に努めるとともに、公開等のための必要な措置を講じること。

第 42 条（個人情報の管理）

指定管理者及びその業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律、医療及び介護分野における関係ガイドライン並びに組合の関係規程に基づき、個人情報、診療情報及び介護情報の保護に必要な措置を講じること。特に、アクセス管理、職員教育、委託先管理、バックアップ、サイバーセキュリティ対策及び情報漏えい等発生時の報告体制を整備すること。

第 43 条（守秘義務）

指定管理者及びその業務に従事する者は、業務上知り得た情報について、外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定管理者でなくなった場合及びその業務に従事しなくなった場合も同様とする。

第14章 その他

第44条（第三者への再委託）

指定管理者は、指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、施設の管理運営業務を効率的かつ適切に行うため必要な業務については、あらかじめ組合の承認を受けたうえで、その一部を第三者に委託することができる。指定管理者は、再委託先に本仕様書、基本協定、個人情報保護、守秘義務及び情報セキュリティに関する要件を遵守させ、その履行について責任を負うものとする。

第45条（指定管理期間満了前の指定の取消し等）

組合は、指定管理者が組合の指示に従わない場合、関係法令、条例、協定若しくは本仕様書に違反した場合又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めた場合は、地方自治法その他関係法令の定めるところにより、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

第46条（指定管理期間終了時の引継ぎ及び原状回復）

指定管理者は、指定管理期間終了時には、組合又は組合が指定する者に対し、引継ぎを行うこと。

2 指定管理者は、指定管理期間終了時において、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については、協議のうえ定めるものとする。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるとき、若しくは災害等の不可抗力により事業を継続できないときは、組合の承認により原状回復を不要とする。

第47条（その他）

本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、決定することとする。

別表 1 施設の状況

区分	公立加美病院	加美老人保健施設
1 階	外来（内科、外科、耳鼻咽喉科、小児科）、X線室、CT室、検査室、薬剤室、健診室、医療相談室、理学療法室、霊安室、総看護師長室、事務室、厨房、売店、職員食堂、休憩室、倉庫、洗濯室、中央監視室、会議室、更衣室	一般棟、認知症棟、通所リハビリテーション、事務室、施設長室、大浴室、更衣室、理容室
2 階	一般病棟、療養病棟、浴室、食堂	一般棟、診察室、会議室、家族介護教室、家族宿泊室、職員休憩室
3 階	手術室、医局、院長室、副院長室、会議室	—

別表 2 診療時間・受付時間・休診日等

区分	公立加美病院	加美老人保健施設
診察時間	内科、外科（月～金）午前 9 時から 12 時 00 分、午後 2 時から午後 4 時 30 分。小児科、循環器科、耳鼻咽喉科ほかは、外来診療についてのお知らせ（毎月発行）による	長期入所 24 時間 365 日。通所リハビリテーション（月～金）午前 8 時 30 分から午後 4 時
受付時間	（月～金）午前 8 時 30 分から 11 時 30 分、午後 1 時 30 分から 4 時	相談窓口 午前 8 時 30 分から 12 時 00 分、午後 1 時から 5 時 15 分
休診日	土曜、日曜、祝日、年末年始	通所リハビリテーション 土曜、日曜、年末年始
その他	訪問診療、訪問リハビリテーション	—

別表3 リスク分担表

項 目	内 容	組 合	指定管理者
包括的管理責任	法令、条例、協定及び本仕様書に定める分担に応じた管理責任	○	○
必要な資金の確保	—		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
債務不履行	組合が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	組合側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更により、双方に重大な影響を及ぼす経費の増加	両者の協議	
	基本協定に定める調整基準を超える物価、人件費又は金利の変動に伴う経費の増加	両者の協議	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制改正	○	
	上記以外の税制改正		○
診療報酬等の改定	診療報酬及び介護報酬の改定による収入又は支出の著しい増減	両者の協議	
指定管理業務の中止・中断・遅延	組合の責任によるもの	○	
	指定管理者の責任によるもの		○
	いずれの責めにも帰しがたいもの	両者の協議	

別表3 リスク分担表（続き）

項 目	内 容	組 合	指定管理者
書類の誤り	組合が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
官公署の免許、許可、認可等	申請手続及び関係書類の作成		○
	申請に必要な所有者としての同意、資料提供その他の協力	○	
行政財産の目的外使用許可	申請		○
	許可	○	
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいや犯罪発生等		○
	第三者の悪意によるもの等	両者の協議	
資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損傷		○
	第三者による損傷又は原因の特定が困難な場合	両者の協議	
補助金の交付	申請書類の提出	○	
	申請書類の作成		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
企業債元利償還金	企業債（地方債）の残高及び今後6年間の元利償還予定額について	○	
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減	両者の協議	

別表3 リスク分担表（続き）

項 目	内 容	組 合	指定管理者
施設・設備・備品 （医療機器、什器備品等）の管理	経営管理・保守		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	施設・設備の改良・改修 ・修繕、備品の修繕 ・資本的支出に該当する場合	○	
	施設・設備の改良・改修 ・修繕、備品の修繕 ・上記以外（資本的支出に該当しない場合）		○
	備品の更新及び新規購入（1件当たり500万円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上）	両者の協議	
	備品の更新及び新規購入（1件当たり500万円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満）		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	両者の協議	
管理運営上の事故等 に伴う損害賠償	医療事故等		○
	指定管理者が故意又は過失により施設を損傷又は滅失		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	施設の瑕疵による損害賠償	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
保険加入	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険等		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	

別表3 リスク分担表（続き）

項 目	内 容	組 合	指定管理者
事業終了時の費用	組合の事情により期間途中で指定管理業務を廃止する場合の合理的な撤収費用	○	
	指定管理期間の満了又は指定管理者の責めに帰すべき事由による期間中途の業務廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害（地震、台風など）による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	